

立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所漢字學研究
第一號拔刷 二〇一三年三月發行

「漢字」という熟語は、いつ作られたのか

横	陳	大
大		
路	健	形
綾		
子	明	徹

「漢字」という熟語は、いつ作られたのか

——日本の『發心和歌集』が文献上、最古の使用例ではないか——

大形 徹・陳 建明・横大路 綾子

はじめに

「漢字學研究」の創刊號に『漢字』という熟語の定義^①をしておくことは意味のあることであろう。「漢字」はあまりにもよく知られている言葉であり、あたりまえのように使われている。そのため、かえって、これまではっきりと定義されることは少なかった。どのような意味なのか。いつから使われているのか。なぜ「漢の字」という、この言葉を使ったのかといった基本的なことから、歴史的な経緯をふまえて明快に述べられているものは、ほとんどない^①。「漢字」をタイトルの一部に入れた書物は日本や中國に山のように存在するが、その冒頭に、これまで述べたような「漢字」の定義をしているものは、管見のかぎりでは、ほとんどないようにみえる^②。

結論めいたことから先に述べれば、現時点で見つかっている「漢字」という言葉の文獻の成立年代にもとづいた最も古い用例は、日本の選子内親王（九六四—一〇三五）の『發心和歌集』（一〇一二年成立）の眞名序とされる部分、つまり漢文で書かれた序文にみえるものであ

る。そのことを厳密に適用すれば、『發心和歌集』以前にみえる中國の文字を「漢字」と呼ぶことは、まちがいは言えなくとも、ふさわしいとは言えなくなる。なぜなら、その當時、その文字を漢字と稱していたという確證がないからである^③。

一、「漢字」という熟語の定義^④

ごく簡単な中國語辭典、たとえば『汉语學習詞典（漢語學習詞典）^⑤』で、「汉字（漢）は「漢」の簡體字」を引くと「漢字」と出てくる。逆にこれまた簡単な『日中辭典^⑥』で「漢字」を引くと「汉字 Hanzì」と出てくる。例にあげた辭典以外にも似たりよったりで何だかバカにされたような氣になるが、實用レベルでは、これで十分であり、何の支障もない。「漢字」や「汉字」を辭書でひくのは、簡體字やピンインを確かめたいという理由からであろう。「漢字」という語の意味そのものについては、日本人、中國人ともに熟知しており、とくに何の説明もいらぬ、と考える人が大半であろう。

けれども、それでは本當に誰もが「漢字」という言葉を熟知してい

「漢字」という熟語は、いつ作られたのか

るのであるか。この「漢字」という熟語はいつ生まれたのか。この簡単な問いに對して正確な答えを即答できた中國學の研究者はいなかった。耻ずかしながら私たち（大形・陳・横大路）自身も自問自答したときに正しく答えられなかったのである。

「漢」は本来、王朝名であるため、簡単にいえば、「漢」王朝が成立する以前には「漢字」という言葉は存在するはずがない。けれども、だからといって「漢字」の「漢」を狭義にとらえて、「漢の時代の文字」といえば、そのような狭い意味で使用されている例は、ほとんどない。

「漢字」に關する定義を日本の國語辭典の『廣辭苑』でみてみよう。

古代中國で作られた、漢語²（漢民族の言語。中國語）を表記する文字體系。現在は中國・日本・朝鮮で使用。象形・指示から發達した表意文字で、表音的にも用いる。紀元前十數世紀の殷の時代にすでに用いられた。篆書・隸書・楷書・草書等の書體がある。日本では、一般に、「峠」「榊」「辻」等の、いわゆる國字を含めて漢字と稱する。眞名³。

とみえる。

ここでは「漢民族の言語、中國語を表記する文字體系」とみなされている。「漢字」の「漢」はある特定の時代の王朝をさすのではなく、中國の人口の多數をしめる民族である「漢民族」をさしているようである。そして漢民族の使う言葉を中國語と呼び、それを表記する文字

を「漢字」としているのである。さらには、日本で作られた、いわゆる「國字」をも「漢字」と稱しているのである。

「漢字」という語の中國での初出例は、あとで考察するように「遼」あたりだと考えられている。ここでは、そこにいたるまでの關連する語彙、漢語、漢土、漢皇、漢族などについて考察しておきたい。

漢語

「漢語」は劉宋、劉義慶（四〇三—四四四）『世說新語』言語に、

高坐道人不作漢語。或問此意。簡文曰、以簡應對之煩（高坐道人、漢語を作さず。或るもの此の意を問う。簡文曰く、以て應對の煩を簡く、と）。

とみえる。

ここが「漢語」の初出例であろう。いわゆる、「中國語」を意味している。簡文は東晉の第八代皇帝、司馬昱（三二〇—三七二）在位三七二—三七七のことである。劉孝標（四六二—五二二）の注に引く『高坐別傳』には、高坐道人について「胡名、尸黎蜜、西域人」とされ、晉の永嘉中（三〇七—三一三）に中國にやってきた胡人であったことが記されている。またそこでは「不學晉語（晉語を學ばず）」とある。この話の當時の中國は晉であったため、『世說新語』の「漢語」も本来、「晉語」であった可能性がある。

原田種成氏は、梁の詩人、庾信（五一三—五八一）の「奉和法筵應

詔詩」を「漢語」の初出例としてあげている。

佛影胡人記、經文漢語翻（佛影胡人記し、經文漢語に翻す）

とみえる。

ここでは「胡人」と「漢語」が對照的に記されている。この「漢語」も「中國語」の意味であろう。

民族が異なれば、異なる言葉を話す。そのため、異なる民族が接觸した場合に、中國の言葉の意味で「漢語」が使われるようになる。ただ、現在、いわゆる「中國語」を「漢語」と呼ぶように、話し言葉以外の意味をも含んでいることがある。この例の「漢語」は、經典が漢字で書かれたということの意味するようだ。

白居易の「漢皇」「漢土」

唐代には「漢」だけで中國の意味として使われることが定著している。白居易（七七二―八四六）の長恨歌の中にみえる「漢皇」は「漢」としながらも「唐の玄宗」をさしている。「唐」と比肩する王朝としては前後あわせて四百年近く続いた「漢」以外にはなく、「漢」は中國を代表する王朝とみなされたのであろう。同じく白樂天の「縛戎人」にみえる「漢土」についても、白川靜は「中國の本土」と解している。つまり、唐代の詩人にとって、「漢」と表現しても、それは唐であったり、中國であったりということになる。

このような唐代の用例をみると漢字という言葉が生まれるまで、あ

と一步のような氣がする。

鮮卑系の王朝と文字

けれども、ここで注意しなければならないのは、唐という國家の出自と、その文字についてである。唐の高祖、李淵（在位六一八―六二六）は北朝の武將、李虎の孫だが、鮮卑系とされている。鮮卑は中國の東北部一帯とモンゴル高原にいた牧畜狩獵民族とされる。人種については、チュルク系、モンゴル系、モンゴルとツングースの混血という説がある。鮮卑系の王朝とされるものは、五胡十六國のうち、前燕、後燕、南燕、西秦、北魏が、そうであり、唐もそうだといえるだろう。鮮卑は三世紀中頃に「中國文化を採用して華北へ移住した」とされている。本来、文字はなかったようだが、中國文化を採用したため、独自の文字を作る必要もなかったであろう。のちに述べるように「漢字」という名稱は他の國や民族の文字と相對化されることによって生まれてくる。もし漢字以外に文字が使われていないなら、こゝとさらに「漢の文字」、つまり「漢字」と呼んで區別する必要はないのである。唐代は、まさにそのような時代ととらえることができる。

唐代にはインドの佛典が將來され、その文字である「梵字」は中國の文字とは異なっていたはずである。「梵字」という語は、唐、段成式（八〇三―八六三）の『西陽雜俎』にみえる。そのため、梵字と相對化した「漢字」に類する呼び名があってもよさそうなのであるが、確認できないのである。

「漢字」という熟語は、いつ作られたのか

漢字の初出例と契丹文字

前述のように、中國における「漢字」という熟語の初出例は「遼」と考えられている。原田氏によると『遼史』皇子表の統和元年（西暦九八三年）の記事とされているが、じつは、それよりも前の例がある。

「遼」の太祖〔在位九一六―九二六〕下、〔天贊〕三年（九二四）の九月に、

甲子、詔して關邊可汗の故碑を礮^とぎ、契丹、突厥、漢の字を以て、其の功を紀さしむ

とある。

「遼」の國號は九四七年に定められるため、正確には、それ以前の「大契丹國」の時の話となる。大元帥堯骨（後の遼の太宗、耶律堯骨）の遠征中の話だが、古い石碑を磨いて、そこに契丹文字・突厥文字、漢字で功績を記させたとある。ここで契丹文字だけでなく、突厥文字と漢字を併記しているのは、契丹文字の歴史が浅く、それを讀んで理解できる者がほとんどいないからであろう。

契丹文字は、（太祖耶律阿保機の）（神冊）五年（九二〇）春正月乙丑に、

始製契丹大字（始めて契丹大字を製す）（『遼史』）

とみえる。

この契丹大字は漢字によく似ているが、この石碑の記事の四年前にはじめて作られている。なお契丹大字以外に契丹小字もある。⁽¹⁵⁾

それについては、『遼史』卷六十四、表第二皇子表、迭刺、字雲獨昆に、

太祖曰く、迭刺の智、卒然として功を圖るは、吾の及ばざる所。

緩やかに以て事を謀るは、我に如かず、と。回鶻の使至り、能く其の語に通ずる者無し、太后、太祖に謂いて曰わく、迭刺聰敏、

使す可し。之れを逐^むえしむ。相従うこと二旬、能く其の言と書とを習い、因りて契丹小字を制す、數少なくして該貫す。⁽¹⁶⁾

とみえる。

これを見ると、契丹小字は回鶻の文字を参考にして作られたことがわかる。その制作年代の正確なところはわかっていない。

文字は必ずしも自然發生的に生まれるわけではない。とくに周辺の民族にすでに文字がある場合は、それを借用するか、それを念頭においた上で、よく似た、あるいは全く異なった新たな文字を作成することになる。その場合、國がそれを行うことになる。簡単にいえば、國として成り立つ條件として、もし、その國の天子が漢民族でなければ、ふだん話している言葉は、その民族の言葉であろうから、その言葉に對應する漢民族の文字でない文字を作らねば示しが見つからない、ということになるであろう。

次に原田氏が初出として紹介する『遼史』皇子表の記事を、その前の部分も含めてとりあげる。

只没、字和魯董。……敏給好學、通契丹、漢字、能詩。（只没、字は和魯董。……敏給にして學を好み、契丹、漢字に通じ、詩を能くす）。

とみえる。

只没には、校勘があり、「按紀統和元年正月作先帝庶兄質睦」とみえる。統和元年は西暦九八三年にあたる。この「契丹、漢字に通じ」は、「契丹の文字や漢字に通じ」という意味であり、「契丹の文字」と相対化して「漢字」と呼ばれている。

後出の表に原文を記したが、『遼史』に「漢字」は、さらに三箇所みえる。「遼・漢の字に通じ、騎射を善くす（卷三十一、耶律達實）」、「遼・漢の字を識り、天文相法に通ず。（卷八十二、蕭揚阿）」、「又た漢字を以て書する者を耶律、蕭と曰い、契丹字を以て書する者を移刺、石抹と曰うと言う有らば、則ち亦た考す可き無し（卷百十六、國語解）」とみえる。

ここでは、「契丹・漢字」だけでなく、「遼・漢字」という言い方もみえるが、契丹から遼に、また遼から契丹へと國號を變えているので、内容的には、ほぼ同じと考えてよいだろう。

原田氏は、他に「金」、「元」の例もあげるため、後出の表には、それらも含めた例を列挙しておいた。以下、それらを概括すると、「女直」、「回回」、「蒙古」などの「文字」と相対化した形で「漢字」が使われていることが多い。

漢人楷字

「金」には「女直文字（大字と小字）」が作られた。参考にされたのが、漢字と契丹文字である。

金人初め文字無し、國勢日びに強く、鄰國と交好するに、廻ち契丹字を用う。太祖（完顔阿骨打）希尹（完顔希尹）に命じて國に本づくの字を撰し、制度を備えしむ。希尹乃ち漢人楷字に依り倣い、契丹字の制度に因り、國に本づくの語を合わせ、女直字を製す。天輔三年（一一一九）八月、字書成り、太祖大いに悦ぶ、命じて之れを頒行せしむ。希尹に馬一匹、衣一襲を賜わる。其の後ち熙宗も亦た女直字を製し、希尹の製せし所の字と俱に行い用いる。希尹の撰する所、之れを女直大字と謂い、熙宗の撰する所、之れを女直小字と謂う。（『金史』卷七十三 完顔希尹）（原文は後述の表を参照）

「金」は鄰の國と好を通じる際に、「契丹」の文字を使用していた。他國の文字であり、自分たちの文字ではない。それでは耻ずかしいため、自國の文字を作ろうとした。そこで「國に本づく文字（本國字」「金」独自の文字）」を撰し、制度を備えさせた。そのときに参考にされたのが、「漢人楷字」である。「漢人」の「楷字」とは楷書であるが、ここでは、ほとんど「漢字」と同義であろう。それを参考にしているのである。「漢人楷字」という語から、参考にされたのは行書や草書ではなかったことがわかる。おそらく、「漢字」のイメージと

「漢字」という熟語は、いつ作られたのか

して楷書があったのだろう。

「本國字」を日本の「國字」と比べてみると興味深い。日本の「國字」の多くは自然發生的に生まれたもののようで、國が關與して作られているわけではない。出來上がったものが體系的に統一されているわけではなく、また漢字にとつてかわらせるために作られたものでもない。要するに、そこに國家的な意志がなければ、「制度」と呼ぶる體系的なものではできないはずがないのである。

これは錢貨の場合とよく似ている。「涼造新泉」「大夏眞興」「高昌吉利」などの錢文は、中國周邊の弱小國が、それまでの他國の貨幣の使用にかわり、自國の貨幣を作ったとみなしうる。「涼」「夏」「高昌」は國名で、「眞興」は年號であるが、「涼の作りし新泉（＝錢）」「大夏眞に興る」「高昌に吉利あれ」などと國名を周知させ、時に年號をも織り込んだものとなっている⁽¹⁷⁾。その角度からみれば、日本の「富本錢」は「富」「七曜の記號」「日・月・木・火・土・金・水」本で「日の本を富ます」と、「和同開珎」は「和同（和銅年間）に開きし珎（寶）」と「和（＝倭）の開きし同珎（＝銅寶）（＝通寶）」の兩様に訓みうる。これは「富（日）本」「和（倭）」という國の名と「和同（和銅）」という年號を織り込み、自國の名をアピールさせたものと解しうる。日本は、錢貨については、そのような意識をもっていた可能性があるが、文字については獨自のものを作り出そうとする意識が乏しかったように思われる。

「遼」（九一六―一二二五）は契丹文字で、「西夏」（一〇三八―一二二七）は西夏文字で貨幣を作っている。文字・錢貨の兩方で自分

たちの國の獨立を強調しているといえる⁽¹⁸⁾。

八

辭典の「漢字」という項目

原田氏は『大漢和辭典』の原稿作成に攜わった經驗をふまえて、『大漢和辭典』が「漢字」の典據として、「元史、兵志」造蒙古、回回、漢字文冊以聞、其總數蓋不可知也」をあげていることに關して、興味深いことを述べている。『大漢和辭典』は出典・引用例を挿求するのに、

『佩文韻府』と『駢字類編』を使っている。けれども、當時は『佩文韻府』は韻で引かねばならず、かなり面倒なため、『駢字類編』に熟語があれば『佩文韻府』は省略された。原田氏の言葉をそのまま借りれば、『駢字類編』に字のある熟語はそれだけを利用し、その上さらに檢出に手數のかかる「佩文韻府」までも調べることはしなかった⁽¹⁹⁾ということになる。『駢字類編』には『元史』兵志だけが挙げられ、『佩文韻府』には『遼史』皇子表と『金史』章宗紀が使われていた。『大漢和辭典』に『元史』だけが引かれているのは、そういう理由だといふ。『遼史』『金史』の方が『元史』よりも古い資料である。初出例を挙げるならば當然、『遼史』を擇ぶべきであったのが、そうではなかった理由が意外なところから明らかにされている。

現在、檢索ツールは數多くあるため、大量の書物から求める文字列を一瞬で搜し出すことができる。けれども、そのような便利なものがなかった時代は、それまでの成果、つまりは辭書の類を簡便に利用していたことがわかった。簡単にいえば、辭書をみて辭書を作っていたのであった。

原田氏は、『大漢和辭典』の「元史、兵志」造蒙古、回回、漢字文冊に聞、其總數蓋不可知也」という典據の擧げ方にも問題があるという。「元の世祖（フビライ）の中統四年（一二六三年）に蒙古・回回・漢字の文冊を造つて馬の數を奏上したことを記した文であるから、其總數」とは馬の數であり、漢字の數と速断してはならない」と述べる。

後出の表に掲げたように、その前の部分に「産駒」の語があり、原田氏の指摘のとおりである。けれども、大漢和辭典が切り取った部分は、馬に關する文字が一つもあらわれないため、知識がないかぎり、この部分だけで正確に内容を讀み取ることは不可能だといえる。これは『駢字類編』から得た文例を吟味することなく、そのまま使用した結果であらう。『大漢和辭典』の内容に疑問を投げかけるような言い方となったが、じつは『大漢和辭典』は他の多くの辭書よりも、かなり優秀である。というのは後出の表に列擧するように、「漢字」という語の典據は『辭海』『漢語大詞典』等々、中國の錚々たる辭典には載っておらず、日本の『新字源』などの小さな漢和辭典にも載っていないからである。

『辭海』と『漢語大詞典』

ここでは『辭海』の例を取りあげよう。

『辭海』（合訂本）の「漢字」には、

謂中國固有之文字也。

と記されるのみである。

『辭海』は出典を記さない辭書ではない。他の部分には、『周禮』や『禮記』といった出典を記している。

同じく『辭海』の一九七九年版には、

漢語的記錄符號。世界上最古老的文字之一，已有六千多年的歷史。

現存最古可識的三千多年前殷商的甲骨文和稍後的金文。現用漢字是從甲骨文、金文演變而來的。在形體上逐漸由圖形變爲筆畫、象

形變爲象徵、複雜變爲簡單；在造字原則上從表形、表意到形聲。

一個字一個音節、絕大多數是形聲字。現代漢字已實現部分簡化、更具使用價值。收在《康熙字典》裏的漢字有四萬多、收在《漢語

大字典》裏的有七萬六千左右、通用的大約有五千到八千。在中國悠久的文化歷史中積有大量的漢文典籍。是中國各民族和國際社會通用的正式文字之一。

とある。二〇〇九年版も同じである。

ここでは、俄然、詳しくなっている。けれども「漢字」という語の初出例はどこにも示されない。甲骨文や金文から變化してきたとされ、あとは造字の原則等々について述べられている。その説明はまちがいはないが、何か判然としない。

不可解なのは『漢語大詞典』（後出の表を参照）である。上記の『辭海』に點線でアンダーラインを引いた部分が、そっくり、そのまま『漢語大詞典』に載せられているのである。中國古代の文獻は、あえて内

「漢字」という熟語は、いつ作られたのか

容を改變せず、そのまま引き寫すことが多い。當時は、みだりに改變してはいけないという意識が根底にあったのであろう。ただし、現在では、その行爲は剽竊に近いと思われる。

「漢字」の現代的意味

『現代漢語詞典』¹⁹は日本の『廣辭苑』のイメージに近い簡便な辭書である。その「漢字」には、「記錄漢語的文字（漢語を記錄する文字）」とある。「漢語」を見れば、「漢族的語言（漢族の言語）」とされている。そこで「漢族」を見れば、「我國で人數が最多の民族、全國各地に分布（我國人數最多の民族、分布在全國各地）」とされている。この辭書は「分析意義以現代漢語爲標準、不詳列古義（意味の分析は現代漢語を標準とし、古義を詳しく列挙しない）」ことを標榜し、古典の典據は詳しく示さないという。つまり歴史的な經緯はわからないが、現代の用法そのものは明確にわかることになる。

日本で通常、「中國語」と呼んでいるものを中國では「漢語」という。さきにもた「漢族的語言（漢族の言語）」である。現在、中國には五六の民族があり、そのうちの一つが「漢族」であり、その言語を「漢語」という。「漢族」の名稱が、いつからあるのかについては『現代漢語詞典』ではわからない。言葉の意味を嚴密に考えれば「漢」という王朝以前には「漢族」は存在しない。つまり、殷や周には「漢族」はないということになる。「華夏」²¹が、それに相當するかも知れない。また實際、「漢族」という呼稱は古い文獻には見當たらず、『大漢和辭典』

（後出の表）には説明のみで、典據を示していない。『漢語大詞典』には、説明とともに毛澤東の言葉の例を典據として擧げるが、それが初出なのかは定かではない。いずれにしても新しい言葉のようにみえる。さきにもた「漢人楷字」という語は、ほぼ、「漢字」と同義語になる。「漢字」の「漢」は「漢人」と言い換えることができ、「字」は「楷字」と限定される。「漢族」は、この「漢人」にかなり近い意味で使用されているように思われる。

『太平廣記』悟前生一、王練（後述の表）の「漢人」も「胡」と對比的に使用されている。ただし、「胡」はインドなどの外國をさす。ここでは「外國語」という語もみえるが、それは「胡」の語である。胡は外國だが、中國の領土が廣がったことにより、國內に居住する「胡」が多くなり、それが現代の中國國內の少數民族となっている。現代の中國で少數民族を胡と呼ぶことはないように思われるが、「漢字」や「漢語」の「漢」の中には、「胡」に對比しての「漢」のイメージが残存しているように思われる。

白川靜氏の『字通』

白川靜氏の『字通』²²にも「漢字」という熟語そのものは採用されていない。ただし、「文字」のところに、

ことばをしるす記號。中國ではいわゆる漢字。漢・許慎〔說文解字の敍〕倉頡（さうけつ）の初めて書を作るや、蓋（けだ）し類に依り形に象る。故に之れを文と謂ふ。其の後形聲相ひ益す。即

ち之れを字と謂ふ。

とある。

「文」と「字」をあわせて「文字」となる。そしてそれは「漢字」と基本的に同じという言い方である。そして「中國ではいわゆる漢字」とされている。「いわゆる漢字」という言い方はとても興味深い。

二、日本語にみえる「漢字」という熟語

さて日本の例は微妙に異なる。日本では、『古事談』(一一二二—一二一九頃成立)や『徒然草』(一三三〇年頃)などに用例がみえる。原田氏は中國で使用されていた「漢字」という言葉がそのまま流入したのだろうとみている。日本でも遼や金、元の例と同様に、日本の文字、あるいは梵字などと相対化して「漢字」と呼んでいる。

また、安藤隆弘氏は「資料①」では、「漢字」の項目に(邦)の記號を付し、『漢語とまぎらわしい日本語には(邦)の符號をつけ加えてこれを區別した』の註がある。漢字の外に(邦)を付した語は、漢土・漢文・漢和・漢文學等である。これに従えば、「漢字」とは、日本人が付した名稱となるうか⁽²³⁾という。ここにあげる資料①とは、服部宇之吉・小柳司氣太の『詳解漢和大辭典』(富士房)である。これを見ると、服部は、漢字を日本語だと認識しており、安藤氏は、それを追認しているようにみえる。

漢字

大齋院選子内親王(九六四—一〇三五)『發心和歌集』序に、

猶梵語者天竺之詞流沙遙隔。漢字者震旦之跡風俗各殊。

とみえる。

『發心和歌集』は寛弘九年(一一〇二)八月の成立であり、そのため、現在、確認できる資料の中では、これが「漢字」の初出ということになる。

次に古いものとして、源顯兼『古事談』卷第六「亭宅諸道」四〇維時書花名事に、

主上召維時へ略被仰云可用漢字之由

とみえる。

その前段階の部分も含めて、書き下し文にすれば、「維時、之れを聞きて云はく、『若し實字を書かば、誰人か之れを讀まむや』と云々。後日、主上、維時を召して花の目録を書かして、之れを御覽じて、漢字を用ゐるべきの由を仰せらる」ということになる。

『古事談』は、建曆二年から建保三年の間(一一二二—一一二五頃)とされている。なお、『古事談』の注釋に、本文にみえる「實字」とう語について、「漢字。『假名』に對していう。眞名」とみえる。あまり一般的でない用例だが、そのように呼ばれてもいたのだろう。

「漢字」という熟語は、いつ作られたのか

漢字の經

慶政の『閑居友』(承久四年「一二二二」頃)上に、

かの唐土の道希法師ノ…(中略)…身まかりにけるとおぼしくて、漢字ノ經ばかり遣りて侍けるは…(中略)…この事、遊心集に形ばかり載せ侍しにや

とみえる。

『撰集抄』(建長二年「一二五〇」頃)卷九の道希法師事には、

以往、『高僧傳』を見侍りしに…(中略)…道希の身まかりて、漢字の經ばかり残りけるを見侍りけるに、そゞろに悲く覺て、泣くなく漢字の經を取て、もろこしに渡し侍りけり。…(中略)…此こと、『遊心集』にもかたばかり載て侍りき

とある。

道希法師の話は『大唐西域求法高僧傳』⁽²⁵⁾卷上、大乘燈禪師にみえるものが典據で、そこでは「漢本」となっている。

大乘燈禪師：過道希師所住舊房、當于時也、其人已亡。漢本尚存、梵夾猶列、觀之潛然流涕而歎。

(大乘燈禪師：道希師の住みし所の舊房を過ぎるに、時に當たりて其の人已に亡きも、漢本尚ほ存し梵夾猶ほ列す。之れを觀るに

潛然として流涕して歎ず。)

道希法師の居住していた舊房はインドの菴摩羅跋國⁽²⁷⁾にあり、中國ではない。ここでは「漢」と「梵」が對比されており、「漢本尚存、梵夾猶列」は互文のようになってゐる。さらにいえば「梵」と對比させるからこそ、「漢」と呼ばれているのであろう。

『閑居友』および『撰集抄』には、「梵」という語が出てこないため、「漢」は何に對しての「漢」なのか、わかりづらくなっている。

『遊心集』については詳細不明であるが、『大唐西域求法高僧傳』などを元にした佛教説話集であろう。『撰集抄』の説話は、「源泉の大唐西域求法高僧傳とは相違點があり、引用の誤りでないとしたら、直接にはこの遊心集に據ったとも考えられる」と⁽²⁸⁾とされている。『大唐西域求法高僧傳』では「漢字の經」の部分は「漢本」となっている。また『撰集抄』は『閑居友』を「改變し、更に言葉を付加して成り立っていると思われ」、さらに『閑居友』は『遊心集』に據っていると考えられる。『遊心集』が現存していないため、『高僧傳』と同じ「漢本」と書かれているか、「漢字の經」と書かれているかは確認できない。ただ、『閑居友』、『撰集抄』ともに「漢字の經」となっていることから、『遊心集』も「漢字の經」であったのではないかと考えられる。

また『大唐西域求法高僧傳』の「漢本尚存、梵夾猶列」には文字の校勘はなく、四字ずつで収まりがよいいため、ここの「漢本」のかわりに「漢字の經(漢字之經または漢字經)」が入っていた可能性はほとんどない。

そうすると、「漢字の經」は日本で作られた言葉となる。『遊心集』にその言葉が使われていた可能性がありながら、制作年代が不明で、なおかつ書物も残っていないのは残念である。

朝鮮における「漢字」

朝鮮で「漢字」という語は、『朝鮮王朝實錄』世宗實錄、世宗五年癸卯年壬申（一四二三年一月二十五日）の項にみえる。日本國王（足利將軍）が、僧の圭壽、梵齡等を派遣して、大藏經の版木を所望した際の世宗とのやりとりの中に、

上又た曰わく、國王の求むる所の大藏經板、我が國、唯だ一本有るのみ、以て請を塞ぎ難し、但だ密教大藏經板、註華嚴經板、漢字大藏經を以て全部之れを送らんと欲す。圭壽等對えて曰わく：若し漢字本を賜わるを蒙らば、則ち寡君必ず誠に感悅せん。…上曰わく、漢字板、祖宗相傳え唯だ一本あるのみ。若し疊かさねて之れ有らば、國王に向けて、敢えて吝惜の心有らんや。とみえる。

漢字大藏經、漢字本、漢字板としてあらわれるのが、初出であろう。日本との關係でこの語がでてきているのは、興味深い。これ以前の朝鮮では、中國の文字のことは「漢文」とよんでいたようである。

おわりに

拙稿では「漢字」という熟語が、中國でいつ作られたかについての考察を行った。この語は「遼」あたりに使い始められ、それは「金」・「元」

という異民族の王朝に中でも使い續けられた。そこではそれらの民族の文字と區別するために「漢字」と稱された。その場合の「漢」はすでに特定の王朝としてではなく、「中國」を意味する言葉として使用されている。鮮卑系とされる唐も異民族といえるだろう。しかし、唐は独自の文字をもっていなかった。唐の太宗（五九八―六四九）は、王羲之の文字に心酔し、五經正義という儒教の經典の膨大な注釋書を作らせている。一見すると、漢字や漢字文化を強力に推進しているようにみえる。けれども、その内實は漢民族と漢字文化に對するコンプレックスがそうさせたのではないだろうか。「梵字」という語は唐『西陽雜俎』にみえる。それに對比して「漢字」という言い方が、あってもよさそうに思われるが、この時代にはまだ見えないのである。

中國を支配した異民族の王朝が独自の文字を持っていったかどうか、漢字という言葉が異民族の文字と相對化して使われる大きな契機になっていることがわかる。「遼」の契丹文字は漢字に對抗して作られたとされている。「西夏」もまた漢字と構造がよく似た西夏文字を作った。「金」は契丹文字と漢字に觸發されて女眞文字を作った。「清」は滿洲文字を制定している。異なる民族が異なる國家を作れば、異なる文字を作るべきであるという考え方であろう。

独自の文字をもつ征服王朝の中では、それらの文字と區別するために「漢字」という呼び名は必要であった。その用法が中華民國をへて、中華人民共和國へとつながっていくのだろう。現在、「漢字」は「漢族（五六ある民族の中で最大）」の文字で、「漢語（漢族の言語）」を表現するための文字とされている。

日本では、『發心和歌集』から使用されている。これは元の時代に作られた『遼史』や『金史』よりも古く、文獻で確認しうるかぎり最古の使用例となる。

原田氏は、「日本で「漢字」と呼稱したのが中國に傳わったということも考えられないことはない³⁰⁾」としながらも、『遼史』、『金史』、『元史』の例をあげ、『遼史』と『金史』は共に元の托克托の撰であるから、そこに用いられている「漢字」の語は元代のもではあるまいかとも考えられないこともないが、文脈・文旨を案するに、遼代・金代に「漢字」という語が使われていたと断定してさしつかえないと思われる³¹⁾と述べている。そのあと、「漢字」という語が出てくるのは³²⁾として、『古事談』、『仙覺抄』、『名語記』、『徒然草』などの用例をあげ、それらは、「中國の言い方が傳わったと考えなければならぬ」と述べている。けれどもそのことに確證はない。さすがに日本で作られた「漢字」という言葉が中國に輸出された可能性は、ほとんどないだろう。しかし、「漢字」という語が、中國での使用例とは關わりなく、日本で獨自に考え出された可能性は十分にありうる。『閑居友』や『撰集抄』の「漢字ノ經」は佚書である『遊心集』にあった語のようだが、『大唐西域求法高僧傳』の「漢本」を日本で書き換えたかもしれないのである。

日本の場合、梵字（インドの文字）に對する漢字や假名（日本で「漢字を變形させて」作った文字）に對する漢字（中國の文字）ということになり、やはり、相對化された結果、あらわれてきた稱呼ということになる³³⁾。原田氏は「漢民族以外の民族が、契丹文字や蒙古文字

と區別して「漢字」と稱している³³⁾と述べているが、この文章を「漢民族以外の民族である日本人が、平假名や片假名や梵字と區別して「漢字」と稱している」と書き換えることもできるのではないか。中國においても、日本においても、或いは朝鮮などの他のアジア諸國についてもいえることかもしれないが、漢字という呼び方は、それを使用していた人々の外側から生まれたものだったのである。

最後に『漢字學研究』において甲骨文及び金文を扱う意義について述べておきたい。これまでみてきたように、「漢字」は本來、他の文字との對比の中で生まれた呼稱であった。つまり、差異化をはかる語であった。けれども、現在の中國は、漢民族以外の多くの民族を包括した國であり、「漢字」はそれらの民族がともに使用する共通文字となっている。日本や朝鮮それにベトナムでも、かつて漢字が使用され、また現在も使用されている。漢字文化圏といってもよいだろう。あまつさえ、「日本では、一般に、「峠」「榊」「辻」等の、いわゆる國字を含めて漢字と稱する（『廣辭苑』）」と、日本で作られた國字までをも漢字と呼んでいる。漢字の意味は相當に廣がっているのである。それらの漢字の出發點をたずねていくと、そのころには漢字という名稱はなかったかもしれないが、たしかに甲骨・金文にまで行きつくのである。そのため、そこから研究を始めるといふことは非常に重要なこととなる。

もちろん、「文字³⁴⁾」という言葉を使用することも可能である。「文字」は『禮記』聘禮の注に「古は文字を名と曰い、後世、字と曰う³⁵⁾」とあり、『説文解字』の「蒼頡の初めて書を作るや、蓋し類に依り形に象る。

故に之れを文と謂う。其の後、形聲相い益す。即ち之れを字と謂う⁽³⁶⁾も「文」と「字」に分かれてはいるが、「文字」のことである。

けれども、「文字」はいまやヒエログリフ、楔形文字、キリル文字、ラテン文字、アラビア文字等々、現在では漢字以外のものをも含むことが多く、中國を中心にして使う場合には、かえって、「漢字」という名稱の方がふさわしいのではないかと思われる。

「漢字」という熟語は、いつ作られたのか

附表

漢字

書名・篇名	本文	書籍の成立年	内容の年代	備考
選子内親王『發心和歌集』序	猶梵語者天竺之詞流沙遙隔。漢字者震旦之跡風俗各殊。	寛弘九年（一〇一二）		※漢字 ※梵語
源顯兼『古事談』卷第六、維時書花名事	主上召維時（略）被仰『云』可用漢字之由（維時、之れを聞きて云はく、『若し實字を書かば、誰人か之れを讀まむや』と云々。後日、主上、維時を召して花の目錄を書かして、之れを御覽じて、漢字を用ゐるべきの由を仰せらる）	建暦二年から建保三年の間（一一二一—一一二五頃）	延喜二年（九二二）六月から延長六年（九二八）正月までのあいだ	『古事談』、新日本古典文學大系四一、岩波書店、二〇〇五年、の註釋に、實字について「漢字。『假名』に對していう。眞名」とする。 ※實字＝漢字 ※漢字
慶政『閑居友』上	かの唐土の道希法師ノ：（中略）：身まかりにけるとおぼしくて、漢字ノ經ばかり遣りて侍りける：（中略）：この事、遊心集に形ばかり載せ侍りしにや	承久四年（一一二二）頃。		※漢字ノ經
未詳『撰集抄』卷九、道希法師事	以往、『高僧傳』を見侍りしに：（中略）：道希の身まかりて、漢字の經ばかり残りけるを見侍りける：（中略）：此こと、『遊心集』にもかたばかり載て侍りき	建長二年（一一五〇）頃。		※漢字ノ經 ※『閑居友』とはほ同じ。 『大唐西域求法高僧傳』（天授二年（六九二）卷上、大乘燈禪師、：「過道希師所住舊房。當于時也、其人已亡。漢本尚存、梵夾猶列。觀之潛然、流涕而歎」にもとづく。しかし、「漢字の經」ではなく「漢本」。
同 三條北方御佛事	童御料と申侍し御方の諷誦は身づからあそぼしたりけるなむめり。漢字に處々に大和文字をあそぼしまぜられ侍り	同		※漢字に對して大和文字

『名語記』卷五	マナ…(中略)…:カムナ、マナトイヘル。マナ如何。マナハ眞字也。字ヲハナトモアサナトモヨメリ。漢字ヲマナトイヘリ。假字ニ對セル義也。	文永五年(一二六八)(初稿六卷本)または一二七五		※漢字Ⅱマナ ※漢字に對して假字
仙覺『萬葉集註釋』三	この集のならひ假字をかくこともおほかれれば漢字によりて執すまじき事もあまた相ましはるべし	文永六年(一二六九)四月二日		※漢字に對して假字『仙覺抄』とも。
吉田兼好『徒然草』	ぼろぼろといふもの、昔はなかりけるにや。近き世にぼろんじ・梵字・漢字など言ひける者、そのはじめなりけるとかや。	主要部分は元弘元年(一二三二)頃		※「他にこれに言及したものがなく、未詳」(講談社學術文庫)
托克托〔脱脫〕『遼史』卷二・太祖〔在位九一六一—九二六〕下	〔天贊〕三年(九二四)春正月…九月丙申朔…癸亥大食國遣使來貢。甲子、詔、甲子、詔龔闢遏可汗故碑、以契丹、突厥、漢字紀其功。	元・順帝〔在位一三三三—一三七〇〕一三四五年	遼(九一六一—一二二五)	※「甲子、詔して闢遏可汗の故碑を龔ぎ、契丹、突厥、漢の字を以て、其の功を紀さしむ」とあり、契丹文字・突厥文字と比較して漢字すなわち漢(中國)の文字を記している。
同卷三十一本紀	耶律達實者、世號爲西遼達實字重德、太祖八代孫也。通遼、漢字、善騎射。			遼・漢の字に通じ、騎射を善くす。※遼の文字と漢の文字という意味で、「遼」に對して「漢」と、相對化されている。
同卷六十四皇子表	只沒【校勘、只沒、按紀統和元年正月作先帝庶兄質睦。】字和魯輩。……敏給好學、通契丹、漢字、能詩。			契丹、漢字に通じ、詩を能くす「契丹」と「漢」が相對化されている。詩を作るのは、漢字を用いてだろ
同卷八十二列傳	蕭揚阿、字稍隱。端毅簡嚴、識遼、漢字、通天文相法。			遼・漢の字を識り、天文相法に通ず。
同卷百十六國語解	又有言以漢字書者曰耶律、蕭、以契丹字書者曰移刺、石抹、則亦無可考矣。			※「遼」の文字と「漢」の文字が相對化されている。又た漢字を以て書する者を耶律、蕭と曰い、契丹字を以て書する者を移刺、石抹と曰うと言う有らば、則ち亦た考す可き無し。

「漢字」という熟語は、いつ作られたのか

<p>托克托〔脱脫〕『金史』卷九 本紀第九章宗一</p>	<p>章宗憲天光運仁文義武、神聖英孝皇帝、諱璟、小字瑪達格、顯宗嫡子也。母孝懿皇后圖克坦氏……〔大定〕十八年封金源郡王、始習本朝語言文字及漢字經書、以進士完顏匡、司經徐孝美等侍讀。</p>	<p>一三四四年（一一七八）</p>	<p>大定十八年</p>	<p>始めて本朝の語言文字及び漢字の經書を習う。 ※「本朝語文」（≡女直文字・契丹文字？）と對比的に使われる。今より女直字を直譯して漢字と爲す。</p>
<p>同卷四十五志第二十六刑</p>	<p>〔明昌二年四月〕癸巳諭有司、自今女直字直譯爲漢字、國史院專寫契丹字者罷之。 十一月丙午朔、制諸女直人不得以姓氏譯爲漢字。 〔大定〕二十三年……武器署丞突、直長骨坐受草畔子財、奕杖八十、骨答二十、監察御史梁裏等坐失糾察罰俸一月。上曰……監察、人君之耳目。事由朕發、何以監察爲。」上以法寺斷獄、以漢字譯女直字、會法又復各出情見、妄生穿鑿、徒致稽緩、遂詔罷情見。</p>	<p>明昌二年（一一九二）</p>	<p>大定二十三年（一一八三）</p>	<p>諸女直人の姓氏を以て譯して漢字と爲すを得ず。 漢字を以て女直字を譯す。漢字と女直字が相對化される。</p>
<p>同卷五十一志志三十二選舉一 進士諸科</p>	<p>〔大定十六年〕上曰「契丹文字年觀其所撰詩、義理深微、當時何不立契丹進士科舉、今雖立女直字科、慮女直字、創製日近、義理未如漢字深奧、恐爲後人議論。」丞相守道曰「漢文字恐初亦未必能如此。由歷代聖賢漸加修舉也。聖主天姿明哲、令譯經教天下、行之久亦可同漢人文章矣。」上曰「其同漢人進士例、譯作程文、俾漢官覽之。」</p>	<p>大定十六年（一一七六）</p>	<p>※契丹文字・女直字との比較だが、「義理未だ漢字の深奥なるに如かず」と漢字の意味内容の深さには及ばないと述べている。</p>	
<p>同卷五十三志第三十四／選舉三／右職吏員雜選</p>	<p>國史院書寫、正隆元年定制女直書寫、試以契丹字書、譯成女直字、限三百字以上契丹書寫、以熟於契丹大小字、以漢字書史譯成契丹字三百字以上、詩一首或五言七言四韻、以契丹字出題、漢人則試論一道遷考出職同太常檢討</p>	<p>※女直 ※契丹字</p>	<p>漢字</p>	

<p>卷五十七志第三十八／百官三／都轉運司／中都流泉務</p> <p>卷六十五列傳第三／始祖以下諸子上／世祖子／幹者・孫璋</p>	<p>大定十三年……仍委運司佐貳幕官識漢字者一員提控、若有違犯則究治。</p> <p>〔幹者〕子璋本名胡麻愈、多勇略、通女直、契丹、漢字。</p>		<p>大定十三年(一一七三)</p>	<p>※他の列傳にも「通女直、契丹、漢字」など他の言語と併記した表現が多く見られる</p>
<p>宋濂『元史』卷百志第四十八兵三馬政</p>	<p>朝廷歲以九月、十月遣寺官馳驛閱視、較其多寡、有所產駒、即烙印取勘、收除見在數目、造蒙古、回回、漢字文冊以聞、其總數蓋不可知也。</p>	<p>一三七〇年</p>		<p>※大漢和辭典は、ここにあげたもののうち、「造蒙古、回回、漢字文冊以聞、其總數蓋不可知也」の部分「漢字」の用例としてひく。そのため、原田氏がいうように、一見すると「其總數」が漢字の總數のように誤解してしまいそうになる。しかし、ここは駒の數である。</p>
<p>『朝鮮王朝實錄』世宗實錄</p>	<p>壬申日本國王使臣圭籌梵齡都船主久俊等一百三十五人、詣闕獻土宜。…上又曰、國王所求大藏經板、我國唯一本、難以塞請、但欲以密教大藏經板、註華嚴經板、漢字大藏經全部送之。…若蒙賜漢字本、則寡君必誠感悅、臣之爲使與有光焉。上曰、漢字板、祖宗相傳唯一本耳。若疊有之、向國王、敢有吝惜心乎。</p>		<p>世宗五年癸卯年十二月(一一四二三)</p>	<p>※このほか『元史』中にみえる「漢字」は一〇件ほどある。</p> <p>李氏朝鮮。日本では應永三〇年。將軍は足利義量だが、義持が譲ったもの。圭籌、梵齡は僧。</p>
<p>『日本書紀兼俱抄』上</p>	<p>なげに此書は漢字を用ぞ。神代の書ならば漢字はあるまい事ぞ</p>	<p>一四八一年</p>		
<p>隨筆『文會雜記』三・下</p>	<p>日本紀は全く漢字に潤色したる故、古事記を第一とするなり</p>	<p>一七八二年</p>		
<p>『江戸繁昌記』四、馬喰街客舎</p>	<p>四篇已(すで)に出づ。五篇も續き出ると。然も那の他は漢字本、我が手の物にあらず</p>	<p>一八三二—一八三六年</p>		<p>※『日本國語大辭典』によれば、「漢字本は、漢文で綴られた本。漢籍および準漢籍」。</p>

「漢字」という熟語は、いつ作られたのか

<p>本居宣長『漢字三音考』一卷 前島密「漢字御廢止之儀」</p>	<p>漢字トハ。字ハ皇國ノ字ニ非ズ。漢國ノ字ナルガ故ニ云フ。</p>	<p>天明五年（一七八五） 慶應二年（一八六〇）</p>	<p>※漢字音の研究書 日本ベンクラブ電子文藝館 http://www.japanpen.or.jp/e-hungeikan/guest/study/maejimaisoka.html を参照。</p>
<p>「論漢字不可廢」（『亞東時報』第四九期） 「上諭恭錄」（『知新報』）</p>	<p>果して然らば御國に於ても西洋諸國の如く音符号（假名字）を用ひて教育を布かれ漢字は用ひられず終には日常公私の文に漢字の用を御廢止相成候様にと奉存候 〔重野成齊〕先生演說漢字不可廢之由。其略云。頃世上有倡廢絶漢字漢文之說。（以下略） 吏部漢字堂主事著玉崑補授</p>	<p>一八九〇年 一八九八年</p>	<p>※日本の説文爾雅會における上院議官の發言 ※吏部に漢字堂なる部署があつたか</p>
<p>「設立漢字統一會宗旨」（『直隸教育雜誌』） 『詳解漢和字典』服部字之吉、小柳可氣太著、富山房、漢字</p>	<p>夫漢字者於交通東亞五萬萬生民之思想不可缺之利器也。 （邦）支那の文字（國字の對）。</p>	<p>一九〇七年 （一九一六年初版） 一九八〇年修訂增補新 修版三三一版</p>	<p>※「漢語と擬らはしき邦語は力めてこれをとり、（邦）符を加へて之を區別す（凡例七頁）」。「つまり（邦）のついた「漢字」は日本語とされている。ほかに、漢土、漢文、漢竹、漢和、漢音、漢詩、漢學、漢語、漢籍、漢文學にも（邦）がつけられている。</p>
<p>『大漢和辭典』服部字之吉編纂、春秋書院、漢字</p>	<p>（邦）國字・假名などに對して支那の文字を云ふ。</p>	<p>一九二五年</p>	<p>「漢語と邦語との區別を明かにするため（邦）を附し」（三頁凡例）とあり、漢人、漢土、漢文、漢和、漢音、漢詩、漢學、漢語、漢籍、漢文學にも（邦）がつけられる。 ※諸橋の『大漢和辭典』とは別。</p>

<p>『大漢和辭典』諸橋轍次、大修館書店、漢字</p>	<p>①漢人の文字。蒙古文字に對す。「元史、兵志」造蒙古、回回、漢字文冊以聞、其總數蓋不可知也。 ②中國文字の稱。國字又は假名の對。「庭訓往來、四月」梵字漢字達者。</p>	<p>一九五五年</p>	<p>※原田種成氏は、元史の用例の「其總數蓋不可知也」は本來、牛の數であり、ここでは漢字の數のよ うな誤解をあたえると指摘して いる。</p>
<p>『辭海』（合訂本、中華書局）漢字</p>	<p>謂中國固有之文字也。</p>	<p>一九四七年</p>	<p>※漢字の典據なし。 ※甲骨・金文・篆書・隸書・楷書を漢字と稱している。</p>
<p>『アジア歴史事典』漢字</p>	<p>中國で、太古から現在まで用いられ、また、日本、朝鮮、ヴェトナムにもおよんだ文字。漢字の字體は、古くは殷の甲骨文、殷周の金文、秦の篆書、隸書があり、漢代には隸書が行なわれたが、同時に楷書が始まり、楷書が三世紀以後の通用の字體となった。後漢の許慎の《說文解字》は、六書の法則で漢字の構造を分析した。（以下略）</p>	<p>一九五九年</p>	<p>※「漢字」の典據なし。 ※アンダーラインの箇所は以下の『漢語大詞典』にそのまま使われている。 ※二〇〇九年版も同じ。</p>
<p>『辭海』漢字</p>	<p>記錄漢語的文字。世界上最古老的文字之一、已有六千多年的歷史。現存最古可識的是三千多年前殷商的甲骨文和稍後的金文。現用漢字是從甲骨文、金文演變而來的。在形體上逐漸由圖形變爲筆畫、象形變爲象形、複雜變爲簡單。在造字原則上從表形、表意到形聲。一個字一個音節、絕大多數是形聲字。現代漢字已實現部分簡化、更具使用價值。收在《康熙字典》裏的漢字有四萬多、收在《漢語大字典》裏的有五萬六千左右、通用的大約有五千到八千。在中國悠久的文化歷史中積有大量的漢文典籍。是中國各民族和國際社會通用的正式文字之一。</p>	<p>一九七九年</p>	<p>※「漢字」の典據なし。 ※アンダーラインの箇所は以下の『漢語大詞典』にそのまま使われている。 ※二〇〇九年版も同じ。</p>

<p>安藤隆弘「漢字・假名の呼び名の由来」月刊國語教育、五卷五號。</p>	<p>「資料①では、「漢字」の項目に(邢)の記號を付し、『漢語とまぎらわしい日本語には(邢)の符號をつけ加えてこれを區別した』 漢字の外に(邢)を付した語は、漢土・漢文・漢和・漢漢文學等である。これに従えば、「漢字」とは、日本人が付した名稱となるうか。</p>	<p>一九八五年</p>	<p>※資料①は『詳解漢和大字典』服部宇之吉、小柳司氣太著、富山房のことであるが、小柳司氣太の名を省略。 ※「漢字」を日本人作成とする。 ※中國の例は引かない。</p>
<p>原田種成「漢字という語の典據」『漢字教室』一五六、大修館書店</p>	<p>一、漢字 二、漢楷 三、漢語の三つに分けて考察。「日本で「漢字」と呼稱したのが中國に傳わったと考えられないことはない」とするが、中國の例として『遼史』皇表、『金史』章宗紀、『元史』兵志をあげ、『遼史』と『金史』は共に元の托克托の撰であるから、そこに用いられている「漢字」の語は元代のもものではあるまいかとも考えられないこともないが、文脈・文旨を案ずるに、遼代・金代に「漢字」という語が使われていたと斷定してさしつかえないと思われる」とする。そのあと、「漢人が自らの文字を「漢字」と稱しているのではなく、漢民族以外の民族が、契丹文字や蒙古文字と區別して「漢字」と稱している」とする。 日本の例としては、『古事談』『仙覺抄』『名語記』『徒然草』をあげるが、「中國の言い方が傳わったと考えなければならぬ」と結ぶ。</p>	<p>一九八七年二月</p>	<p>※漢字の典據なし。 ※『漢語大詞典』の漢字の項目は『辭海』の完全な丸寫し。 ※一九九四年獲第一屆國家圖書獎。</p>
<p>『漢語大詞典』漢語大詞典編輯委員會、漢語大詞典編纂處編纂、羅竹風主編、漢語大詞典出版社</p>	<p>漢語的記錄符號。世界上最古老的文字之一、已有六千多年的歷史。現存最早可識的漢字是殷商的甲骨文和稍後的金文、現代漢字即由甲骨文、金文演變而來。在形體上逐漸由圖形變為筆畫、象形變為象形、複雜變為簡單。在造字原則上從表形、表意到形聲。除幾個別的例外、都是一個漢字一個音節。</p>	<p>一九九七年</p>	<p>※漢字の典據なし。 ※『漢語大詞典』の漢字の項目は『辭海』の完全な丸寫し。 ※一九九四年獲第一屆國家圖書獎。</p>

『日本國語大辭典』かんじ
【漢字】

〔名〕日本で日本語を書き表わすのに假名とともに用いられる文字で、假名が主として音韻上の單位にあたるのに對して、漢字は音訓すなわち語の單位に對應する。その用法は複雑で、また字數が多く、世界の文字の中で特異の性質をもつ。もともと中國で、紀元前千五百年前後に發生したものとされ、語またはその音を表わし、その字形の成立については漢代以來六書（りくしょ）という六つの形式が傳統的に說かれている。その書法として、歴史的に篆、隸、草、楷、行その他の書體が行なわれ、今日の日常では楷行草、特に印刷では楷書をもとにした明朝體等が用いられる。主として楷書について字形の構成を字體という。日本には三、四世紀ころには傳わっていたと見られる。日本では、借用した中國語の發音（すなわち字音）で用いられ、ついで中國語に對應する日本語（すなわち字訓）があてられた。また、それらの讀み方を借りた表音の用法が發展して、日本語のための特別の表音文字である平假名、片假名を生み出した。現在、政府は、常用漢字表を制定して、日常使用する範圍の漢字一九四五字とその音訓及び字體について標準を示している。なお、人名に用いる漢字の範圍が別に定められている。まな。まんな。おともじ。本字。

二〇〇〇年

※「もともと中國で、紀元前千五百年前後に發生した」と殷の甲骨文も漢字と考えている。
※中國の「漢字」という語の典據は示さない。

「漢字」という熟語は、いつ作られたのか

漢人楷字・外國語

『金史』卷七十三 完顏希尹	金人初無文字、國勢日強、與鄰國交好、廼用契丹字。太祖命希尹撰本國字、備制度。希尹乃依倣漢人楷字、因契丹字制度、合本國語、製女直字。天輔三年八月、字書成、太祖大悅、命頒行之。賜希尹馬一匹、衣一襲。其後熙宗亦製女直字、與希尹所製字俱行用。希尹所撰謂之女直大字、熙宗所撰謂之小字	一三四四年	宋	※漢人楷字 ※女直大字、女直小字 ※外國語
『太平廣記』卷三百八十七、 悟前生一、王練	王練字玄明、瑯琊人、宋侍中。父珉、字季琰、晉中書令。相識有一胡沙門、每瞻珉風採、甚敬悅之、輒語同學云、若我後生、得爲此人作子、於近願亦足矣。珉聞而戲之曰、法師才行、正可爲弟子耳。頃之、沙門病亡、亡後歲餘而練生焉。始能言、便解外國語。及絕國奇珍、銅器珠貝、生所不見、未聞其名、卽而名之、識其產出。又自然親愛諸胡、過於漢人。咸謂沙門審其先身、故珉字之曰阿練、遂爲大名云。(出『冥祥記』)	太平興國三年(九七八)	宋	※外國語

漢語

范曄『後漢書』卷九十二	又、集漢事成敗可爲鑒戒者謂之漢語。	元嘉九年(四三二)	晉・簡文期(三七二)	又、漢事成敗の鑒戒となすべき者を集め、之れを漢語と謂う。※『國語』(魯語・齊語など)や『世說新語』などの使用例と同じだろう。漢の時代の語(ものがたり)の意味。
劉義慶『世說新語』言語	高坐道人、不作漢語。或問此意。簡文曰、以簡應對之煩。	劉宋・元興二—元嘉二一年(四〇三—四四四)	晉・簡文期(三七二)	高坐道人、漢語を作さず。或るもの此の意を問う。簡文曰く「以て應對之煩を簡す」。 ※古注本の注に引く別傳には「不學晉語」という

蕭子顯『南齊書』卷五十七 列傳第三十八魏虜	諸曹府有倉庫，悉置比官，皆使通虜漢語，以爲傳驛。	梁・天監年間（五〇二—五一九）		皆な漢語に通虜せしめ、以て傳驛と爲す。
同卷五十九列傳第四十芮芮虜河南氏羌	宋世其國相希利聖解星算數術、通胡、漢語、常言南方當有姓名齊者、其人當興。			胡、漢の語に通ず。
庾信「奉和法筵應詔詩」 （日本）『延喜式』卷二十四大學寮	佛影胡人記、經文漢語翻。 漢語師并生、竝賜時服、人別夏絕四丈五尺、冬絕一匹三丈、綿四屯。	五一三—五八一年 延長五年（九二七年）		佛影胡人記し、經文漢語に翻す ※漢語師
薛居正『舊五代史』卷百三十七外國列傳第一	阿保機善漢語、謂坤曰「吾解漢語、歷口不敢言、懼部人效我、令兵士怯弱故也。」	九七四年	八七二—九二六年	阿保機、漢語を善くし、坤に謂いて曰く「吾、漢語を解するに、歴口敢えては言わず」
歐陽脩『新五代史』卷七十二四夷附錄第一契丹上	〔阿保機〕又謂坤曰「吾能漢語、然絶口不道於部人、懼其效漢而怯弱也。」	宋、歐陽脩（一〇〇七—一〇七二）	八七二—九二六年	〔阿保機〕又た坤に謂いて曰く「吾、漢語を能くす、然るに絶口して部人に道わず」
同卷七十三四夷附錄第二契丹下	又北、狗國、人身狗首、長毛不衣、手搏猛獸、語爲犬嗥、其妻皆人、能漢語、生男爲狗、女爲人、自相婚嫁、穴居食生、而妻女人食云。			其の妻皆な人なりて、漢語を能くし、生んで男は狗と爲り、女は人と爲る。
宋濂『元史』卷十三本紀第十三世祖忽必烈十	同蒙古人、女直、契丹同漢人。若女直、契丹生西北不通漢語者、同蒙古人。女直生長漢地、同漢人。	明（一二三〇年）	至元二十一年（一二八四）	※葉隆禮『契丹國史』（一二五七年以降の成立）にも同文で載せる 若し女直、契丹の西北に生まれ漢語に通ぜざる者は、蒙古人と同じうす。
卷十七本紀第十七世祖忽必烈十四	丙午、河南、福建行中書省臣請詔用漢語、有旨以蒙古語諭河南、漢語諭福建。		至元二十九年（一二九二）	丙午、河南、福建の行中書省臣、漢語を用て詔せんことを請い旨有り、蒙古語を以て河南に諭し、漢語をして福建に諭す。
卷三十四本紀第三十四文宗三	以修經世大典久無成功、專命奎章閣阿鄰帖木兒、忽都魯都兒迷失等譯國言所紀典章爲漢語、纂修則趙世延、虞集等、而燕鐵木兒如國史例監修。		至順元年（一二三〇）	専ら奎章閣阿鄰帖木兒、忽都魯都兒迷失等に命じて國言の所典章を紀する所を譯して漢語に爲さしむ。

『駢字類編』漢語	元史世祖紀丙午河南福建行中書省臣請詔用——有旨以御古語諭河南——諭福建。又文宗紀以修經世大典久無成功特命奎章閣翰林特穆爾和塔拉都哩默色等譯國言所記典章爲——纂修則趙世延虞集等而雅克特穆爾如國史例監修。庚信奉和法筵應詔詩佛影胡人記經文——翻。白居易縛戎入樂府遊騎不聽能——將軍遂縛作蕃生。		※典據は本表に記載
『太平記』卷十三	佛、漢語を以て四要品の中の八句の偈を穆王に授け御座す。 唐蔡希閔、家在東都。暑夜、兄弟數十人會於廳。忽大雨、雷電晦暝。墮一物於庭、作颼颼聲。命火視之、乃婦人也、衣黃袖裙布衫、言語不通。遂目爲天女。後五六年、能漢語。問其鄉國、不知之。但云「本鄉食粳米、無碗器、用柳箱貯飯而食之」竟不知是何國人。初在本國、夜出、爲雷取上、俄墮希閔庭中。	應安年間（一三六八—一三七五） 太平興國三年（九七八）	後五六年にして、漢語を能くす。
『佩文齋書書譜』	元趙孟頫書四十二章經右四十二章經摩騰法蘭自中天竺攜來以梵書記梵音至吳興趙承旨孟頫乃以漢語作漢字要之能受如來心印作東震旦功德先後一也承旨精八法咄咄逼管人而此書尤道媚肅散有王會稽父子風若能乞精手如章藻拓作石木二本揭之則尤我如來千百億化身之一證也得之者慎無祕爲篋笥閒物哉		
白居易『白氏文集』卷三縛戎人	（前略）唯許正朝服漢儀、斂衣整巾潛淚垂。忽聞漢軍聲鼓聲、路傍走出再拜迎。遊騎不聽能漢語、將軍遂縛作蕃生。（中略）沒蕃被囚思漢土、歸漢被劫爲蕃虜。早知如此悔歸來、兩地寧如一處苦。縛戎人、戎人之中我苦辛。自古此冤應未有、漢心漢語吐蕃身。	七七二—八四六年	遊騎は聽さず能く漢語をすること を、將軍遂に縛して蕃生を作す。 古より此の冤み應に有らざるべし、漢心漢語にして吐蕃の身なり。
李商隱『李義山詩集』射魚曲	思牢弩箭磨青石、繡額蠻渠三虎力。尋潮背日伺洄鱗、貝闕夜移鯨失色。織織粉斲馨香餌、綠鴨迴塘養龍水。含水漢語遠於天、何由迴作金盤死。	八一—一八五八年	

漢族

『大漢和辭典』	<p>【漢族】民族の名。漢民族ともいふ。中國本土の大部分に住んでゐる民族で、其の起源が何處であるかに就いては諸説があるが、近年最も普通に認められてゐるのは、悠久の古から黃河流域に居住してゐたとする學説である。尤も人類學者に従へば、現在の漢族には北方系と南方系とがあり、南方系は南方の原住民との混血によつて生じたと考えられるが、併し、北方地域にも昔から絶えず異民族の流入があつたから、北方系とても原初の純粹性をどの程度まで保持してゐるものかは不明である。但、北方系の方が漢民族の根本的要素であつたものの痕跡を比較的多分に留めてゐると見るべきであらう。</p>	一九二五年	※「漢族」の初出例については記されていない。
『漢語大詞典』	<p>我國の主體民族。由古代華夏族和其他族逐漸發展而成。分布全國、主要聚居在黃河、長江、珠江三大流域和松遼平原。人口九億三千多萬（一九八二年）、占全國總人口的93.3%。語言屬漢藏語系。</p> <p>毛澤東《論十大關係》六、漢族人口多、也是長時期內許多民族混血形成的。</p>	一九九七年	※毛澤東の「漢族人口多」という例が記されている。初出かどうかは不明。

注

- (1) 原田種成「漢字という語の典拠」『漢字教室』一五六、大修館書店、一九八七年二月が、殆ど唯一のこの方面の論考である。『漢字教室』は大修館書店のPR誌で、わずか三頁の短いものだが、簡にして要を得ている。拙稿も原田氏の考察に負うところが多い。けれども、原田氏が提示したもののよりも古い出典と、新しい考え方を付け加えることができた。なお共著者の陳建明氏によれば、「中国語のネット及び多くの學術論文が揃っている「知網」(日本のChinaに似る)で、「漢字」という言葉の由来を調べてみました。残念ながら関連の論文も何も見当たりませんでした」と、中国では「漢字」の出典や意味に關しては問題意識が全くないようにみえる。ただ、陳氏が同僚の教員に、このことを話したところ、大いに興味を示したそうである。あまりにも身近にある語であるため、見落とされていたということであろう。
- (2) すべてを完全に調べることが難しいが、今後も注意して確認したい。
- (3) そういいうい方をすれば、甲骨文・金文は、どうなのだ、ということになるが、ここでは、そのことには深く立ち入らない。
- (4) この章の内容のダイジェストは、日本漢字検定協會の漢字に關する教科書にも記している。
- (5) 相原茂編著『はじめての中國語學習辭典』第三刷、朝日出版社、二〇〇四年。
- (6) 同上付録「作文のための日中小辭典」。
- (7) 『廣辭苑』第六版、岩波書店、二〇〇九年、六三〇頁。「漢語2」というのは、そこを檢索するようにという指示である。
- (8) 生没年五一三年―五八一年。
- (9) 前掲「漢字という語の典拠」に引用される。
- (10) 漢皇重色思傾國。
- (11) 白川靜「字通」にみえる訓讀に「摩に没し、囚へられて錦土を思ひ錦に歸り、劫(おびや)かされて摩檣と爲る」とある。
- (12) 『ブリタニカ國際大百科事典』李淵、鮮卑ほかを参照。
- (13) 同上。
- (14) 同上。
- (15) 契丹の文字については、愛新覺羅烏拉熙春氏に『契丹語言文字研究』東亞歴史文化研究會、二〇〇四年、他一連の研究がある。
- (16) 太祖曰、迭刺之智、卒然圖功、吾所不及。緩以謀事、不如我。回鶻使至、無能通其語者、太后謂太祖曰、迭刺聰敏可使。遣逐之。相從二句、能習其言與書、因制契丹小字、數少而該貫。
- (17) 大形徹「和同開珎」と中國、關西大學アジア文化交流研究叢刊 第四輯『東アジアにおける文化情報の發信と受容』、雄松堂、二〇一〇年所收を参照。
- (18) 愛新覺羅烏拉熙春「漢字のアルタイ民族に對する影響(言語と言語教育―アジア太平洋の聲)」ポリグロシア(1)、一九九九―〇四を参照。
- (19) 中國社會科學院語言研究所辭典編輯室、一九七八年、商務印書館。
- (20) 六頁、凡例、四、釋義、一五。
- (21) 中野謙二「漢民族の源流を採る…羌族史の解明から」、エフ・アイ・プラン、二〇〇三年。これ以外にも漢民族に關する書籍は多くある。
- (22) 平凡社、一九九六年。
- (23) 安藤隆弘「漢字・假名の呼び名の由来」月刊國語教育、五卷五號。
- (24) 新日本古典文學大系四一『古事談 續古事談』、岩波書店、二〇〇五年。
- (25) 新日本古典文學大系四〇『寶物集 閑居友 比良山古人靈託』、一九九三、三八四頁。
- (26) 唐、義淨原著、王邦維校注『大唐西域求法高僧傳校注』中華書局、一九八八、八八頁。
- (27) 同上、九二頁。
- (28) 安田孝子他『撰集抄全注釋下卷』笠間書院、二〇〇三年、六〇四頁に引用される小島孝之氏の説。
- (29) 同上、補注一 道希説話。
- (30) 前掲「漢字という語の典拠」。
- (31) 同上。
- (32) 大阪府立大學の田中宗博氏、江原大學校、人文大學、國語國文學科、甘기막(南基卓)先生と、江原大學校、人文大學、日本學科・招聘教授、恩塚千代氏、ほか多くの方々に資料その他について、ご教示いただいた。感謝したい。
- (33) 前掲「漢字という語の典拠」三五頁。
- (34) 文字は「禮記」聘禮の注にとあり、『說文解字』に、蒼頡之初作書、蓋依類象形、故謂之文。其後形聲相益。即謂之字。蒼頡の初めて書を作るや、蓋し類に依り形に象る。故に之れを文と謂う。其の後形聲相益す。即ち之れを字と謂う。
- (35) 古者文字曰名、後世曰字。
- (36) 蒼頡之初作書、蓋依類象形、故謂之文。其後形聲相益、即謂之字。

(大形 徹 大阪府立大學教授)
(陳 建明 西安工業大學專任講師)
(横大路綾子 京都大學大学院生)